

田村市水田農業再生特別対策事業について

令和5年度「**田村市水田農業再生特別対策事業**」を実施いたします。

この事業は、田村市水田農業再生のために将来の地域農業を支える水稲以外の新たな作物（目）の選択とその生産体制を確立すること等を目的とし、水田の面的整備、施設整備等の取組に田村市地域農業再生協議会独自の基金より支援を行うものです。

○対象者及び対象地・対象品目

対 象 者：平成27、28、29年のいずれかの年に生産数量目標（転作）を達成した個人、任意団体、及びその取組みに協力した者もしくは要領の別表1に該当する者

対 象 地：水田（再生可能な不作付地・耕作放棄地を含む）

※対象者については、事前の審査会により採択の可否を決定します。

対象品目：水稲以外の作物（販売・出荷するものが対象）

○事業項目及び内容

I 面的整備事業

①水田の乾地化（明渠、暗渠等の排水対策）

【補助率】総事業費の3/4以内（上限100万円）

②荒廃水田の整備（除草、整地、施肥、客土等）

【補助率】総事業費の3/4以内（上限100万円）



II 施設・機械整備事業

①パイプハウス及びその付帯設備（灌水設備、空調設備等）

【補助率】総事業費の1/2以内

（施工費含む）（上限200万円）

・パイプハウス本体は、対象事業費5,000円/㎡上限

・その他付帯設備は、1/2以内

・施工費は対象事業費1,500円/㎡上限

②果樹棚等

【補助率】総事業費の1/2以内（上限70万円）



III 生産支援事業

①初期生産資材の支援（種苗・苗木、マルチ、肥料等）

【補助率】総事業費の1/2以内（上限20万円）



IV 鳥獣被害対策支援事業

- ①鳥獣被害防止資材設置への支援
(電気牧柵、防獣・防鳥ネット等)
【補助率】総事業費の1/2以内(上限20万円)



V 生産性向上支援事業

- ①定植・収穫用機械等導入への支援
(地域振興作物用の機械等の導入を対象とする。)
【補助率】総事業費の1/2以内(上限50万円)



○その他

- (1) 申請者は事業項目(I~V)を重複して申請することができます。IVのみの申請はできません。
- (2) 事業は基本単年度としますが、Iの実施後、II~Vを実施する場合は、年度をまたいでの実施も可能です。
- (3) 国、県及び市等の他の助成金・補助金との併用は原則不可です。
- (4) 申請者は交付決定後、5年間は営農を継続する必要があります。

ご不明な点等ございましたら田村市地域農業再生協議会(☎82-6171)までご連絡ください。